

藤沢市一般介護予防事業
介護予防地域講師派遣事業 業務委託仕様書

1 目的

介護保険法の地域支援事業の一般介護予防事業として、運動指導員の専門職としての知識・経験を活用した介護予防に関する普及・啓発及び地域団体への支援を実施することにより、地域の高齢者が自ら介護予防に取り組むとともに、介護予防に資する地域活動の活性化や、ネットワークの構築を図ることを目的とする。

2 委託業務

介護予防地域講師派遣事業の実施・運営

3 委託期間

2025年（令和7年）4月1日から2026年（令和8年）3月31日まで

4 資格条件

別紙「条件明示書」のとおり

5 実施内容

（1）実施回数・定員数

「藤沢市介護予防地域講師派遣事業」（以下、講座という）は、1回1～2時間程度とし、地域団体からの申請に基づき実施する。1団体の利用回数については、市と受託者が協議した上で回数を決定して実施する。

なお1回の定員は、概ね10名以上とし、20名を基準とする。

（2）対象団体

講座の対象者は、概ね市内在住の65歳以上の高齢者が活動する概ね10名以上の市民団体、地域団体とする。

（3）講座の内容

ア 要介護になる原因となるフレイルを予防するために、介護予防の必要性や健康づくりにつながる講話、フレイルチェック、個人で継続した予防活動の方法について普及・啓発を行うとともに、講座終了後も地域団体で継続した取り組みが実践できるよう助言等を行い、ロコモティブシンドローム（運動器の障がい等）やフレイル（虚弱）予防、認知症予防のためのコグニサイズなど運動指導員による講座を実施すること。

イ 参加者に心身の健康の保持及び生活の安定のために援助が必要な方を把握した場合、地域包括支援センター等と連携する。

6 実施方法

- (1) 受託者は、事業の実施にあたっては、本業務に関する委託契約及び本仕様書に基づき実施するものとする。なお、定めのない事項については委託者と協議するものとし、必要に応じて、委託者に対し事業実施依頼をした団体とともに協議を行う。
- (2) 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、委託者の定めた「藤沢市一般介護予防事業実施要綱」に従い事業等を実施するものとする。
- (3) 実施場所
講座実施会場については、申請のあった団体が確保するものとする。
なお、実施会場は市内に限定し、団体での会場確保が難しい場合は、委託者が協力するものとする。
- (4) 周知・受付等
講座の周知や募集、受付等は依頼のあった地域団体が実施するものとする。
- (5) 参加費等
参加費は無料とし、参加者からの利用料等は徴収しないものとする。
- (6) 安全管理
ア 受託者は、事業開催中に事故等が起きた場合は、速やかに委託者へ連絡するとともに、指定の書面にて報告するものとする。
イ 参加者に対する損害賠償保険については委託者が加入するものとする。
- (7) その他
受託者は感染症予防対策に努めること。

7 業務従事者

- (1) 受託者は、受託業務管理責任者及び従事者を定め、業務着手日までに書面により提出するものとする。
- (2) 受託業務責任者は、委託業務の執行に関する管理責任を負うものとする。
- (3) 業務に従事する者は、理学療法士又は運動指導員*の資格を必須とし、事前に有資格者の場合資格証の写しを提出するものとする。
安全管理上、定員20名に対し必ず1名の人員を配置し、定員数や内容によって安全を確保できる人員数を増員配置できることとし、増員については委託者と事前に協議する。
*運動指導員の資格者については条件明示書のとおりとする。

8 業務実施報告

- (1) 受託者は、委託業務実施後、「藤沢市一般介護予防事業実施要綱」に定める様式により、委託者に事業実績報告をするものとする。
- (2) 事業実績報告は、講座毎の報告とし、業務完了後速やかに次の書類を提出するものとする。
 - ア 一般介護予防事業 事業実績報告書
 - イ 講座の内容等についてのアンケートの集計結果 ※原紙は不要

9 個人情報等の取り扱い

受託者は、別紙「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」の内容を遵守するものとする。

10 委託料

- (1) 委託料は、人件費、事務管理費で構成し、事業実績に応じ、別紙単価表のとおり支払うものとする。
- (2) 委託料の支払いは、2回の部分完了払いとする。
- (3) 契約金額（及び部分払金）に係る消費税及び地方消費税については、業務完了日（及び部分完了日）における消費税法及び地方税法の税率が適用される。

11 再委託の禁止

業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

12 その他

- (1) 受託者は善良な管理のもとに委託業務に努めるものとする。
- (2) 委託者はその必要があると認めたときは、業務の履行状況について報告を求め、または委託業務の実施状況について調査し、必要な指示をすることができるものとする。
- (3) 受託者は、業務の履行上発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）については、委託者から必要な指示を受け、自己の責任において処理し、損害を負担しなければならない。ただし、その損害が委託者の責任に帰する理由の場合においてはこの限りではない。
- (4) 業務実施にあたっては、藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。
- (5) 受託者は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に定めるもののほか、藤沢市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条及び第5条の趣旨並びに藤沢市サポートブックの内容を踏まえ、障がい者に対する適切な対応を行うこと。

以 上

条件明示書

藤沢市一般介護予防事業「介護予防地域講師派遣事業」業務は、身近な地域で健康づくりや介護予防に取り組めることを目指した事業であることから、高齢者の身体的特徴を理解し、専門的な知識・対応を必要とするため、本業務を委託するにあたって、受託者は次の条件を満たすこと。なお、2及び3の条件については契約時に確認するものとする。

1. 地方公共団体の委託で、一般介護予防事業又は健康増進事業（地域の介護予防や高齢者の健康づくりの講座等）で65歳以上の高齢者対象の講座を、令和元年度以降に実施した実績があること。

2. 業務に従事する者は、理学療法士又は運動指導員*の資格を持つ者とする。なお、これらの有資格者は、社員には限定せず確保し、事業実施前までに資格証の写しを提出するものとする。

*運動指導員とは、健康運動指導士、健康運動実践指導者、介護予防運動指導員その他委託者が認めた運動指導従事者とする。

3. 市内又は県内に事務所又は施設を有し、本事業に関する対応窓口をその場所に有すること。

以 上